

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

現行			改正			改正理由
<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			
組織	職務区分	適用区分	組織	職務区分	適用区分	
大学院	研究院長	I種(グローバルイノベーション研究院長にあつてはII種)	大学院	研究院長	I種(グローバルイノベーション研究院長にあつてはII種)	
	学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)		学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)	
	研究科長	III種		研究科長	III種	
	機構長	V種		機構長	V種	
	工学府産業技術専攻長	VI種		工学府産業技術専攻長	VI種	
	農学府農学専攻国際イノベーション農学コース長	VI種		農学府農学専攻国際イノベーション農学コース長	VI種	
学部	学部長	I種	学部	学部長	I種	
	学科長	VI種		学科長	VI種	
グローバル教育院	グローバル教育院長	III種	グローバル教育院	グローバル教育院長	III種	
図書館	図書館長	IV種	図書館	図書館長	IV種	
先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	
	統括リサーチ・アドミニストレーター(専任教員である者を除く。)	VI種		統括リサーチ・アドミニストレーター(専任教員である者を除く。)	VI種	

保健管理センター	センター所長	V種	保健管理センター	センター所長	V種
総合情報メディアセンター	センター長	V種	総合情報メディアセンター	センター長	V種
学術研究支援総合センター	センター長	VI種	学術研究支援総合センター	センター長	VI種
科学博物館	科学博物館長	VI種	科学博物館	科学博物館長	VI種
環境安全管理センター	センター長	V種	環境安全管理センター	センター長	V種
未来価値創造研究教育特区	未来価値創造研究教育特区長	V種	未来価値創造研究教育特区	未来価値創造研究教育特区長	V種
卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種	卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種
スマートコアファシリティ推進機構	スマートコアファシリティ推進機構長	VI種	スマートコアファシリティ推進機構	スマートコアファシリティ推進機構長	VI種
附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	V種	附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	V種
	農学部附属動物病院機構長	V種		農学部附属動物病院機構長	V種
	農学部附属動物病院機構動物医療センター長	V種		農学部附属動物病院機構動物医療センター長	V種
	農学部附属動物病院機構小金井動物救急医療センター長	V種		農学部附属動物病院機構小金井動物救急医療センター長	V種
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種		農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種
	農学部附属感染症未来疫学	V種		農学部附属感染症未来疫学	V種

	研究センター長	
本部	副学長（教学統括担当）	I種
	副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）	III種
	本部長（理事である者を除く。）	III種
	学長補佐	V種
教育研究評議会	評議員（部局長である者を除く。）	IV種
事務局	事務局長	I種
	部長 事務部長	II種
	課長 調整役	III種
	室長 副課長	V種
事務局以外の事務組織	監査室長 コンプライアンス推進室長	III種
	課長	
	監査室副室長	V種
(新設)	(新設)	(新設)

附 則(令和3年4月1日細則第7号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、職務の級が一般職俸給表（一）5級である事務部長の適用区分は、III種とする。

	研究センター長	
本部	副学長（教学統括担当）	I種
	副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）	III種
	本部長（理事である者を除く。）	III種
	学長補佐	V種
教育研究評議会	評議員（部局長である者を除く。）	IV種
事務局	事務局長	I種
	部長 事務部長	II種
	課長 調整役	III種
	室長 副課長	V種
事務局以外の事務組織	監査室長 コンプライアンス推進室長	III種
	課長	
	監査室副室長	V種
<b>技術部</b>	<b>技術長</b>	<b>V種</b>

附 則(令和3年4月1日細則第7号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

技術部の体制整備に伴い新たに職務区分を追加する必要があるため

一般職俸給表  
（一）5級の管理職手当適用区分に、II種が設定されたため。

附 則（令和5年4月1日細則第1号）  
この細則は、令和5年4月1日から施行する。